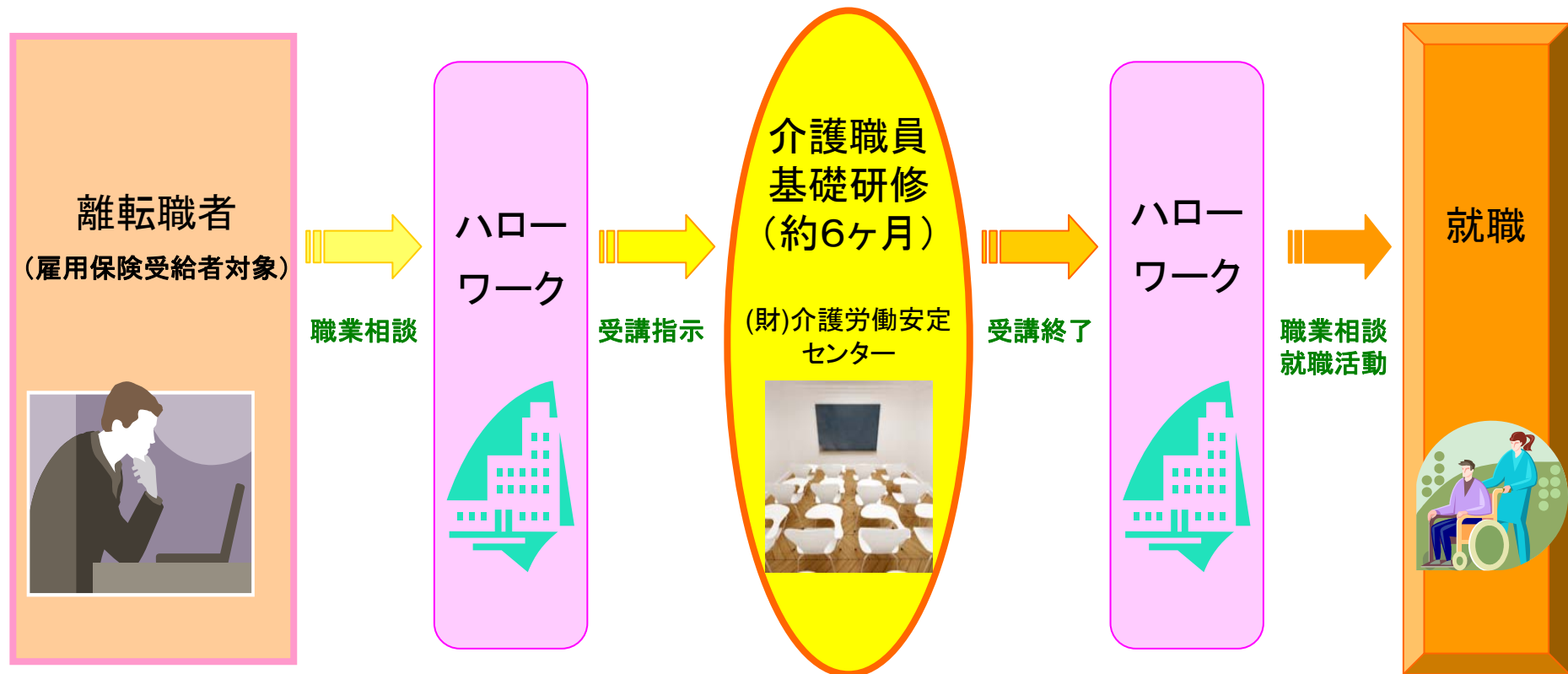


②介護職員基礎研修(500時間)の実施

- 目的：介護分野への就職を希望する離転職者に対し、介護に従事する者が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得させ、安定した就労を目指す。
- 対象者：離転職者(雇用保険受給者対象) 2,200人(21年度計画数)

就職までの主な流れ



(参考)介護労働安定センターの概要

1 センターの設立

(1) 設立年月日

平成4年4月1日

(2) 厚生労働大臣の指定

平成4年7月1日「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、介護労働安定センターとして指定を受ける。

(3) 設立の目的

介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力の開発及び向上、労働力の需給調整に対する支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

2 組織等(平成20年4月1日現在)

(1) 組織

本部、支部(47支部(所))

(2) 役職員数

役員(常勤) 1名 職員148名

3 業務の概要

(1) 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報、資料の収集及び提供を行うこと。

(2) 介護労働者に対して、その職業及び生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

(3) 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。

(4) 事業主その他の関係者に対して介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する相談その他の援助を行うこと。

(5) 介護労働者等に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

(6) 介護労働者に係る求職情報の収集整理及び提供を行うこと。

(7) 介護雇用管理助成金を支給すること。

(8) その他、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

4 根拠法令

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 第15条、第17条及び第18条

キャリア形成促進助成金

1 概要

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を実施した場合に支給する助成金。(支給機関:独立行政法人雇用・能力開発機構)

2 助成金の種類

① 訓練等支援給付金 (別添参照)

② 職業能力評価推進給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる場合の助成

→ 受験に要した経費及び受験期間中に支払った賃金の3/4

③ 地域雇用開発能力開発助成金

地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に事業所が所在する事業主であって、当該地域内等に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、職業訓練を受けさせる場合の助成

→ 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費の1/2 (中小企業2/3)

職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (中小企業2/3)

④ 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小企業者等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成

→ 職業訓練(OJTについては外部講師の謝金に限る。)に要した経費の1/2 (小規模事業主2/3)

労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1/2

職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (小規模事業主2/3)

労働者の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2

※ 小規模事業主: 常時雇用する労働者の数が20人を超えない中小企業者

訓練等支援給付金の概要

次の①又は②のいずれかに該当する場合に助成。

① 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者等に職業訓練を受けさせる場合

〔受給できる額〕 ※ 訓練経費及び賃金に係るものに限る。

- i その雇用する**労働者**に職業訓練を受けさせる**中小企業事業主** → **OFF-JTの経費・賃金の1/2**
- ii その雇用する**非正規労働者**に職業訓練を受けさせる**事業主** → **OFF-JTの経費・賃金の1/3**（中小企業1/2）
- iii 新たに雇い入れた労働者等にジョブカード制度に係る訓練を受けさせる事業主
→ OFF-JTの経費・賃金の2/3（中小企業3/4）
OJTの経費につき、600円/時間 OJTの賃金の2/3（中小企業3/4）

② 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、教育訓練等を受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合、また、始業・終業時間の変更等又は長期の教育訓練休暇の付与を行った場合

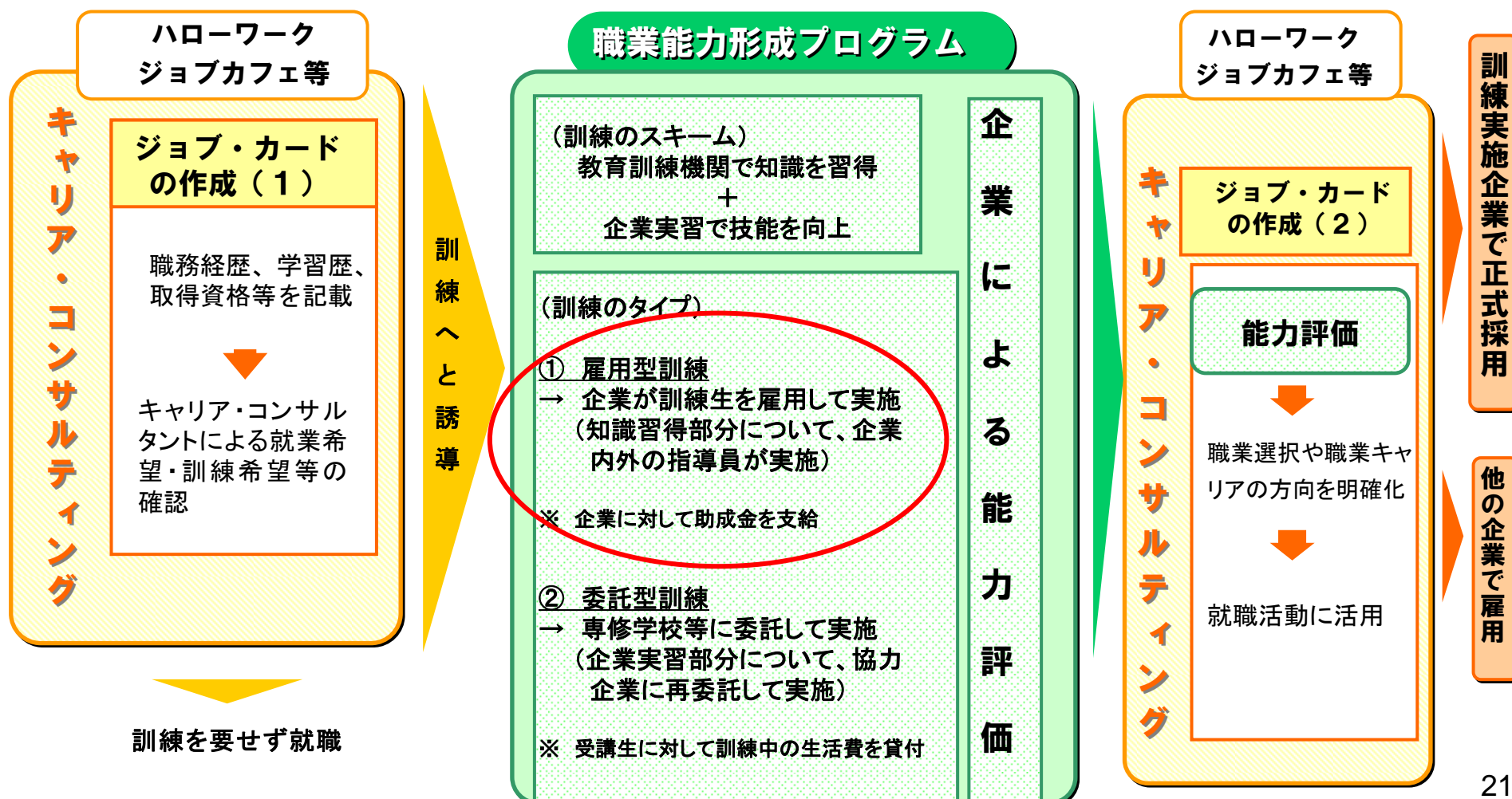
〔受給できる額〕

- i 自発的職業能力開発経費の1/3（中小企業1/2）【21年度より拡充】
また、中小企業に限り、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- ii 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3（中小企業1/2）【21年度より拡充】
また、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- iii 始業・終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限を行った場合の訓練経費及び賃金（勤務時間短縮のみ）の1/3（中小企業1/2）【21年度より新規措置予定】
また、制度導入時に30万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。【21年度より新規措置予定】
- iv 長期の教育訓練休暇期間中の訓練経費及び賃金の1/3（中小企業1/2）【21年度より新規措置予定】
また、制度導入時に30万円、（代替要員の確保措置がある場合、60万円）、利用者一人当たり10万円を別途支給。【21年度より新規措置予定】

ジョブ・カード制度(平成20年4月創設)の概要

創設の背景: 人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に非正規労働にとどまらざるを得なかったフリーターや、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等については、能力を高めて正社員になりたいくても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、「職業能力形成機会に恵まれない者」の能力開発・安定雇用を支援するため、ジョブ・カード制度を創設。

施策の概要: 職業能力形成機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等)について、国、産業界等が連携して、その職業能力を高めるための機会を提供。具体的には、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習を組み込んだ実践的な職業訓練、③能力評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、安定雇用への移行を促進。



ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練		委託型訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	日本版デュアルシステム
対象者	正社員経験が少ない方 (学校卒業後6ヶ月以内の方を除く)	新規学卒者を主とした15歳以上 35歳未満の若年者	フリーター等すぐには企業に雇用されにくい方
総訓練期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合には1年) ・Off-JTは総訓練時間の1割以上9割以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上2年以下 ・Off-JTは総訓練時間の2割以上8割以下 	標準4ヶ月
位置づけ	フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者に実践的な訓練を行うことにより、訓練実施企業又は他の企業における常用雇用を目指す。	若年者(特に新規学卒者)に計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	公共職業訓練の一類型。教育訓練機関が主体となり、フリーター等実践的な職業能力を付与。

ジョブ・カード制度における雇用型訓練実施企業への助成の拡充 (キャリア形成促進助成金の拡充)

二次補正: 制度要求

現行制度

フリーター等の正社員経験が少ない者を雇用し、座学等と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するもの。

フリーター等の能力開発・安定雇用への移行の促進を目的とする。
(助成率等は右図のとおり)

			中小企業への助成率・額	大企業への助成率・額
職業	座学等 (OFF-JT)	経費	2分の1	3分の1
		賃金	2分の1	3分の1
訓練	企業実習 (OJT)	経費	600円/時間(訓練生1人当たり)	
		賃金	なし	

生活対策

拡充内容(※)

※ 「生活対策」(平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)による拡充の内容

雇用型訓練を実施する企業について、次のとおり助成を拡充する。

- ・ 座学等に係る経費・賃金の助成率 中小企業の場合: 4分の3(現行 2分の1) 大企業の場合: 3分の2(現行 3分の1)
- ・ 企業実習に係る賃金の助成 中小企業の場合: 4分の3(現行 なし) 大企業の場合: 3分の2(現行 なし)

(お問い合わせ先)

○地域ジョブ・カードセンター、サポートセンター

全国134か所の商工会議所内にジョブ・カードセンター、サポートセンターを設置し、制度のご説明や各種手続きのお手伝いをいたしております。お近くのセンターにお気軽にお問い合わせください。

所在地や連絡先など詳しくは、日本商工会議所のジョブ・カード事業URL <http://www.jc-center.jp> をご覧ください。

○厚生労働省のホームページでも制度のご案内をしています。

<http://www.mhlw.go.jp> にアクセスしていただき、

最初の画面の右下の **ジョブ・カード** のボタンをクリックしてご覧いただけます。

(担当)

厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

電話 03-3502-2929(直通)

FAX 03-3502-2630